第三十二条の二第一項中「書面又は電磁的方法による承諾」を「電磁的方法又は電話その他の方法により同意」に改め、同条第二項第一号イ及びロ中「承諾」を「同意」に改め、同条第三項各号列記以外の部分、第二号及び第三号中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第四号中「規定する方法にあっては」を「掲げる方法にあっては」に改め、同号イ中「承諾」を「同意」に、「、ロ」を「若しくはロ」に改め、同号イ(1)及び(2)中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第五号中「規定する」を「掲げる」に、「前号イの」を「同号イの」に改め、同条第六項中「承諾」を「同意」に、「書面又は電磁的方法」を「電磁的方法又は電話その他の方法」に改める。

第三十二条の三第一項中「(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。)」を削り、「書面又は電磁的方法による承諾」を「電磁的方法又は電話その他の方法により同意」に改め、同条第二項第一号イ及びロ中「承諾」を「同意」に改め、同条第六項中「承諾」を「同意」に、「書面又は電磁的方法」を「電磁的方法又は電話その他の方法」に改める。

第三十二条の四を削る。

第二号の三様式第一部第1中「【社債】」を「【社債（短期外債を除く。）】」に改め、同様式第一部第3中「【コマーシャル・ペーパー】」を「【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】」に改め、同様式第二部第1中「【社債】」を「【社債（短期外債を除く。）】」に改め、同様式第二部第3中「【コマーシャル・ペーパー】」を「【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】」に改める。

第四号様式第一部から第四部までを次のように改める。

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
⑴【ファンドの目的及び基本的性格】⑿
⑵【ファンドの沿革】⒀
⑶【ファンドの仕組み】⒁
２【投資方針】
⑴【投資方針】⒂
⑵【投資対象】⒃
⑶【運用体制】⒄
⑷【分配方針】⒅
⑸【投資制限】⒆
３【投資リスク】⒇
４【手数料等及び税金】(21)
⑴【申込手数料】(22)
⑵【換金（解約）手数料】(23)
⑶【信託報酬等】(24)
⑷【その他の手数料等】(25)
⑸【課税上の取扱い】(26)
５【運用状況】
⑴【投資状況】(27)
⑵【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】(28)
②【投資不動産物件】(29)
③【その他投資資産の主要なもの】(30)
⑶【運用実績】(31)
①【純資産の推移】(32)
②【分配の推移】(33)
③【収益率の推移】(34)
⑷【設定及び解約の実績】(35)
第２【管理及び運営】
１【申込（販売）手続等】(36)
２【換金（解約）手続等】(37)
３【資産管理等の概要】
⑴【資産の評価】(38)
⑵【保管】(39)
⑶【信託期間】(40)
⑷【計算期間】(41)
⑸【その他】(42)
４【受益者の権利等】(43)
第３【ファンドの経理状況】(44)
１【財務諸表】
⑴【貸借対照表】(45)
⑵【損益及び剰余金計算書】(46)
⑶【注記表】(47)
⑷【附属明細表】(48)
２【ファンドの現況】(49)
【純資産額計算書】平成　年　月　日
Ⅰ　資産総額
Ⅱ　負債総額
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）
Ⅳ　発行済数量
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】(50)
第三部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】
１【委託会社等の概況】(51)
２【事業の内容及び営業の概況】(52)
３【委託会社等の経理状況】(53)
⑴【貸借対照表】(54)
⑵【損益計算書】(55)
⑶【株主資本等変動計算書】(56)
４【利害関係人との取引制限】(57)
５【その他】(58)
第２【その他の関係法人の概況】
１【名称、資本金の額及び事業の内容】(59)
２【関係業務の概要】(60)
３【資本関係】(61)
第３【その他】(62)

第四号様式記載上の注意(1)e中「第三部中「第４　ファンドの経理状況」」を「第二部中「第３　ファンドの経理状況」」に、「「第４の２　その他の重要な会社の情報」」を「「第３の２　その他の重要な会社の情報」」に改め、同記載上の注意(35)を次のように改める。